



しあわせ便り

第3号

しあわせ創研が「長島町の皆様だけ」に、しあわせをお届けします。

発行者：しあわせ創研（社会保険労務士事務所）
社会保険労務士 門元 隆臣
携帯電話：090-5249-4848

～ご相談はご連絡いただければ当方が伺います～

鹿児島県出水郡長島町蔵之元230番地 ☎ 899-1301
Web Page URL：<http://shiawase-ci.com/>
Fax/Tel：0996-88-5326

スマホ登録
QRコードMail：info@shiawase-ci.com

しあわせ便りは一人の社会保険労務士、門元隆臣の個人的見解を発信しているものであり、他の社労士諸氏にはまた別の考え方もある旨ご承知おきください。

◆気になるあれこれ

さて、労働法諸法を守ることの意味、そのメリット・デメリットです。

多くの経営者が労働基準法は労働者を保護する法律だと捉えておられるかもしれません。確かに労働基準法をはじめとする労働法諸法は、日本が近代化する過程の、経営者と労働者の経済的力関係に起因した問題から弱者（労働者）を保護するために設けられたものということは否めません。また、昨今の労働力不足はその力関係をも逆転させてしまっているのでなおさらです。

もちろん労働法諸法も時代に合わせて度々改定されており、近年では事業の健全な発展を、中立的な立場で後押しするものとなっています。労働法諸法の趣旨を理解し、活用することで、労使双方にメリットも生まれます。

例えば前号で「ザル法」とした労働基準法の36協定は、労使による1年ごとの協定（36協定）を届け出ることが必要で、届け出ないと法違反になり、時間外労働ができないのですが、36協定を締結して届けばれば、その合意の範囲内なら時間外労働が可能になります。

これは単に時間外労働を制限するためではなく、労使双方が納得すれば時間外労働をすることができるという、落としどころ（言い方は悪いですが、「逃げ道」）を設けています。このように法律で規制はしているものの、労使の協議と合意があれば逃げ道が用意されているのも労働法諸法の特徴です。労働法諸法が「ザル法」と言われる所以はこんなところにあるのかと思われます。

法律ですから堅苦しく、制限ばかりを押し付けていると思われがちですが、視点を変えると事業を健全に発展させるための一つの指針であり、趣旨とメリット・デメリットを理解したうえで活用することが可能です。

次号は「労働基準監督署の立ち入り検査」についてです。

What's? 社労士

社会保険労務士（社労士）の業務で特徴的なのは「トラブルを未然に防ぐ」ことに重きを置いていることです。他の専門士業は「事が起こってから動く」ことがほとんどです。弁護士などはその典型で、事件や事故、問題が起こってから依頼を受け、その解決のために動きだします。

しかし、社労士は平素から企業の経営者や社員と密接に関わりながら、問題の芽を察知して適切な対策を提案し、法律の改定に合わせて社内の規則を改め、必要な助言をします。そうすることで不毛な争いや、無用な出費を抑えることができ、社業の発展に繋がります。

昨今、急増している未払い残業代や、長時間労働が要因の諸問題など、問題が顕在化してからでは解決に膨大な労力や費用が必要な事態の発生等を未然に防ぐことは、社労士の重要な責務です。

8月の総務課ダイアリー

- 8月10日…源泉税・市町村民税納付期限
- 夏季休暇の予定と顧客への通知

おしらせ

- 7月20日(金)、長島町商工会2F 大会議室において、「働き方改革 Start-Upセミナー」を開催します。

参加申し込みは、しあわせ創研ホームページから、参加申込書FAXでお願いします。

- 8月の奈良出張は8月12日(日)～15日(水)です。

4コマまんが

行け、しあわせさん!!

Vol.3 しあわせってなんだっけ？

